

# 公益財団法人四万十川財団就業規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人四万十川財団（以下「財団」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、理事長が財団の常勤の職員として任命した者（以下「職員」という。）に適用する。

2 非常勤職員及び臨時的任用職員については、この規程に準じ理事長が別に定める。

## 第2章 服 務

(職務遂行)

第3条 職員は、この規程及び上司の指示に従って、与えられた職務を誠実に遂行しなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 財団の名誉若しくは品位を傷つけ、又は利益を害すること。
- (2) 在職中及び職を退いた後も職務上知り得た機密を漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ず他の業務に従事すること。
- (4) 業務上必要がある場合を除き、みだりに財団の名前を用いること。
- (5) 財団の秩序又は職場の規律を乱すこと。
- (6) セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの行為を行うこと。

(届出事項)

第5条 職員は、次に掲げる事項に異動があった場合には、速やかに理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 現住所
- (3) 履歴及び資格に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人事管理上必要と認められる事項

## 第3章 勤務時間、休日等

(勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり

3 8時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

4 理事長は、業務の性格上特に必要がある場合は、前各項の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休憩時間を別に割り振ることができる。

(勤務を要しない日)

第7条 職員の勤務を要しない日は、高知県職員の例による。

2 理事長は、業務のため必要があると認められるときは、あらかじめ職員に通知して、前項の規定に関わらず同項により特定された週休日を他の日と振り替えることができる。

(休日)

第8条 次の各号に掲げる日を休日とし、職員は特に命令のない限り給与を受けて勤務を免除されるものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に該当する日を除く。）

(休日の代休日)

第9条 理事長は、職員に前条の休日である勤務時間が割り振られた日に、割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として当該休日後の勤務日を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、勤務することを要しない。

(職務専念義務の免除)

第10条 職員はこの規定に定めるほか、特に必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることができる。

(時間外勤務等)

第11条 職員は、財団の業務上特に必要がある場合には、勤務時間を超える勤務又は休日等に勤務を命じられることがある。

## 第4章 有給休暇

(有給休暇)

第12条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 職員の有給休暇は、地方公共団体の職員の身分を有する者については、必要に応じ当該身分を有する団体の例により理事長が別に定める。

## 第5章 育児休業及び介護休暇

### (育児休業)

第13条 職員の育児休業は、地方公共団体の職員の身分を有する者については、必要に応じ当該身分を有する団体の例により理事長が別に定める。

### (介護休暇)

第14条 職員の介護休暇は、地方公共団体の職員の身分を有する者については、必要に応じ当該身分を有する団体の例により理事長が別に定める。

## 第6章 出勤、欠勤等

### (出勤)

第15条 職員は、第6条に定めた勤務時間までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、テレワークによる自宅勤務等を命じられた時はこの限りではない。

### (遅刻、早退及び欠勤等)

第16条 職員は、やむを得ない理由により、遅刻、早退及び欠勤等をするときは、あらかじめ上司の承認を受けなければならない。

## 第7章 給 与

### (給与)

第17条 職員には、別に定めるところにより給与を支給する。

## 第8章 旅 行

### (旅行命令)

第18条 財団の業務遂行上必要があるときは、職員は旅行を命ぜられることがある。

2 旅行命令は、旅行命令簿に記載して行うものとする。

3 旅行先において用務の都合その他やむを得ない理由によって旅行日程の変更が必要になった場合は、速やかに上司の指示を受けなければならない。

### (復命)

第19条 旅行を命ぜられた職員は、その用務が終了したときは、速やかに書面をもって復命しなければならない。ただし、軽易な事項は上司の承認を受けて口頭によることができる。

### (旅費)

第20条 旅行を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。

## 第9章 休職及び復職

(休職)

第21条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該職員に対して休職を命ずることができる。

- (1) 心身の故障のため長期の療養を要するとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

(休職期間)

第22条 前条第1号による休職の期間は、療養を要する程度に応じ3年以内の期間とする。

- 2 前条第2号による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- 3 前条第3号による休職の期間は、その都度理事長が定める期間とする。

(復職)

第23条 休職の事由が消滅したと理事長が認めたときは、復職させる。

(休職の効果)

第24条 休職者は、休職期間中職員としての身分を有するが、職務に従事しないものとする。

- 2 休職者の給与は、別に定めるところによる。

## 第10章 降任、解雇及び退職

(降任又は解雇)

第25条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、職員を降任し、又は解雇することができる。この場合においては、文書をもってその旨を当該職員に通知するものとする。

- (1) 勤務成績が著しく不良と認められるとき。
- (2) 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、業務の遂行のために必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (4) 職制の改廃又は財団の業務停止若しくは業務規模の縮小その他業務運営上やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) 禁固以上の刑に処せられたとき。

- 2 前項の規定による解雇は、30日前にこれを予告し、又は30日分の平均給与を支給

して行う。

(退職)

第26条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長が定める日をもって退職するものとする。

(1) 本人が退職を願い出て、理事長が承認したとき。

(2) 休職期間が満了しても復職とならないとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 前項第1号の退職願は、原則として退職しようとする日の30日前までに提出しなければならない。

## 第11章 研 修

(研修)

第27条 職員は、業務上必要な研修を命ぜられることがある。

## 第12章 安全衛生及び災害補償

(災害防止及び健康の保持増進)

第28条 職員は、安全衛生に関する法令を守り、かつ、その管理措置に従い、業務災害の防止に最大限の注意を払うとともに、健康の保持増進に努めなければならない。

(災害補償)

第29条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により、療養補償、休業補償及び障害補償を行う。

(災害補償の例外)

第30条 職員が故意又は過失によって業務上負傷し、又は疾病にかかり、かつ、財団がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は傷害補償を行わないことがある。

(打切補償)

第31条 療養補償を受けている職員が、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、財団は、労働基準法に定めるところにより打切補償を行い、その後の補償を行わない。

(遺族補償)

第32条 職員が業務上死亡した場合においては、財団は、労働基準法に定めるところにより遺族補償を行うとともに、葬祭料を支払う。

(保険給付との関係)

第33条 第29条又は前条の規定により補償を受けるべき者が、同一の事由について労

働者災害補償保険法によって保険給付を受ける場合には、その価格の限度において第29条及び前条に規定する補償を行わない。

### 第13章 表彰及び懲戒

(表彰)

第34条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の承認を得てこれを表彰することができる。

- (1) 業務上特に優秀な功績をあげた者
- (2) 業務上特に有益な調査研究をし、又は工夫考案をした者
- (3) 業務遂行に関し、特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰するのが適当であると認められる者

2 表彰は、表彰状及び記念品等を授与してこれを行う。

(懲戒)

第35条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の承認を得て、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は懲戒解雇の処分をすることができる。

- (1) 寄附行為又は財団が定める諸規程に違反したとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又は業務を怠ったとき。
- (3) 財団の名誉を傷つける行為又は不正の行為があったとき。
- (4) 禁固刑以上の刑に処せられたとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、財団の施設又は設備を亡失し、若しくは損傷し、又は財団に不利益を与える行為があったとき。

(懲戒の手續及び効果)

第36条 前条の処分は、その旨記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(弁償)

第37条 職員が故意又は重大な過失により、財団に損害を与えた場合は、第35条の規定による懲戒処分を行うほか、本人又は身元保証人に損害の全部若しくは一部を弁償させることがある。

### 第14章 福利厚生等

(福利厚生)

第38条 財団は、常に職員の保健、元気回復その他の福利厚生について、必要な措置を講ずるとともに、職員はその活用に努めなければならない。

(被服等の貸与)

第39条 理事長は、職員に対して職務上特に必要な被服等を別に定めるところにより貸与することができる。

## 第15章 雑 則

(辞令)

第40条 職員の休職、復職及び退職に当たっては、辞令を交付する。

(派遣職員の取扱い)

第41条 地方公共団体から派遣された職員の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、必要に応じ当該身分を有する団体の例により理事長が別に定める。

(委任)

第42条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月5日から施行する。